

事業所名 グループホーム町屋
運営推進会議開催報告書

開催日時 2025年 4月 22日(火)		
参加者	議 題	
利用者 0名	①	行事報告
利用者家族 0名	②	行事予定
地域住民の代表者 1名	③	身体拘束適正化検討委員会
市職員 1名	④	高齢者虐待防止検討委員会
地域包括支援センター職員 1名	⑤	質疑応答
事業所 3名	⑥	次回開催日
会 議 録		
① 行事報告		
<p>◆ひな祭り…3月4日(1・2号館)ひな祭りのイベントとしておやつ時にひなあられ、夕食にばらちらしを作り提供させていただきました。</p> <p>◆花見…4月2日(2号館)、4月4日(1号館)昼食に2号館中庭にて花見を行いました。にぎり寿司を提供させていただきました。</p> <p>◆誕生日会…3月25日(2号館2名)、おやつ時に誕生日会を行いました。バースデーケーキ、フルーツポンチを提供させていただきました。4月9日(1号館2名)、おやつ時に誕生日会を行いました。バースデーケーキ、サンドイッチを提供させていただきました。</p>		
② 行事報告		
<ul style="list-style-type: none"> ・5月 母の日、避難訓練、誕生会(2号館) ・6月 感染対策訓練、誕生会(2号館) 		
③ 身体拘束適正化検討委員会…「帰宅願望による身体拘束を行わないための介護」		
1. 帰宅願望とは		
<p>認知症の心理的症状・行動症状のひとつです。具体的には「帰りたい」</p>		

と頻回に訴えがあり、実際に家や施設を出て行こうとすることです。帰りたいたいという気持ちは、自宅だけに向くものではなく、生まれ育った故郷や親しい家族や兄弟の家の場合もあります。

帰りたいたいというのは誰でも抱く感情で悪いものではありません。人は過ごしている空間に居場所がないと感じたり、不安になったりすると、その場を離れて自分の居心地の良いところへ行きたいと思うことがあります。帰宅願望や外に出ていこうとするのはその人なりの理由があると思います。

2. 帰宅願望の原因

不安や焦り、孤独感といった心理的要因がある。理由は人により様々だが、共通しているのは「現状への、心配がある事」。

◆認知症状

認知症の中心的な症状には、記憶障害、見当識障害や理解力・判断力の低下が見られます。この症状が進行すると、知っている場所や身近な人でさえ分からなくなってしまうことがあります。自分の家にいるのに、「家ではないところに連れてこられた」と思い、家族を「他人だ」と認識してしまう事があり、知らない場所にいると思い不安になってしまいます。自分のいる時間や場所が把握できないと孤独やストレスを帰宅願望が現れる事があります。

◆環境の要因

環境がしっくりこないと、人は不安を抱きやすくなります。環境は、単に空間だけではなく人間関係も含みます。仲が悪かったり、話が合わないと帰宅願望が現れることもあります。仲が悪い人と距離を置くだけでも帰宅願望が軽減できると思います。居室内に、家族の写真や馴染みの物を置いたり飾ったりし、本人もここが居場所だと思えるような環境を作る事も良いと思います。

◆夕暮れ症候群の影響

認知症の方は、外が薄暗くなると落ち着かなくなり、不安を表出しやすいと言われていています。夕方に認知症の方が「家に帰る」と訴えることを夕暮れ症候群と呼びます。夜になれば仕事や学校から帰宅するように、自分の家ではないと感じている認知症の方も帰る必要があると考えています。見当識障害によって、時間間隔が数十年前になっている方は、引越したことや施設に入所していることを認識しづらいため、夕暮れ症候群が現われやすいと思います。また、遠くから嫁いで来た方も自分の故郷に帰るといった帰宅願望が出やすいとされています。

◆認知症の症状によらず、他の願望がある物

帰宅願望のすべてが、認知症の中核症状である記憶障害や見当識障害などを原因として引き起こされているわけではありません。認知症の方でも、認知機能の低下以外の理由で家に帰りたくなることもあるとされています。眠い、お腹がすいた、のどが渴いた、便秘などといった生理的欲求が満たされないことをきっかけに、なんとなく不安な気持ちを抱き、それが帰宅願望としてあらわれる事があります。その場合、不調の原因を探ってそれを取り除くケアを行うことによって落ち着いて過ごすことが出来るようになると思います。

3. 帰宅願望が原因で起こり得る身体拘束

帰宅願望があり、外に出てしまう事があるため、ベッドに縛る、部屋から出られないように鍵をかけるようにする事は身体拘束になります。

4. 身体拘束を行わない対応

◆環境を整える

大勢の人がいる環境よりも、他人の視線を気にせずゆっくりとくつろげる空間を用意することで落ち着くこともあります。椅子の向きをリビングの大勢の利用者の方に向けてのではなく、窓の景色が見える方向

に調整するだけでも、見える景色が変化し、落ち着いた空間へと変わる可能性があります。また、名前をテーブルや部屋の入口のわかりやすい場所に提示して、「ここが居場所である」と認識しやすくしています。このような本人の居場所づくりを意識した環境調整によって帰宅願望が軽減する可能性があると思います。

◆間違っているとしても否定しない

日常では、会話の相手が事実と異なっていることを話していたら、間違いを指摘し、説明することで理解してもらおうとします。しかし、認知症の方に間違いを指摘するような声掛けは、混乱を強めてしまう場合があるので注意が必要です。認知症の人は真面目に本当のことを言っていると思います。それを否定してしまうと、本当のことを言っているのに、違うと言われたと思ってしまうため、混乱してしまいます。例えば、「仕事が終わったからそろそろ帰らないと。」と話す入居者に対し、「仕事なんかしていないですよ。ここにいて下さい。」と完全に否定してしまうと、本人の中では事実を言っているのに否定してしまうと、混乱してしまいます。本人の仕事を終えたことに対し、労いを表して、「ありがとうございました。お疲れだと思うので、お茶を飲んでゆっくり休んでください。」の様な納得してもらえそうな声掛けが必要だと思います。

◆何か集中できる作業を探す

人は暇なときに余計なことを考えてしまいがちですが、何かに集中している時は時間を忘れてしまう事があります。認知症の方にも同じことが言えると思います。帰宅願望が出ているときに他の事を誘っても効果がないこともありますが、帰宅願望が出そうな時の初期対応として、レクリエーションなどの活動に誘ってみると、集中して、帰宅願望が軽減する可能性があると思います。

5. まとめ

まずは、個々の表情の変化に注意し、不安になる前に、初期対応をする事が大切ではないかと思えます。対応をしても、帰宅願望が出てしまう事もありますが、説得をせず、納得をしてもらえる声掛けを行っています。外を散歩や、ドライブなどで気分転換を図る事も良いと思えます。町屋では居室には鍵はありません。窓の鍵は防犯上ありますが、利用者が自分で開け閉め出来るものになっています。併せて、声掛けも、スピーチロックにならない様な声掛けを今後も行っていきます。以上の対応にて身体拘束を行わずに帰宅願望の対応を行えると思えます。

④ 高齢者虐待防止検討委員会…「高齢者虐待から繋がる身体拘束」

1. 高齢者虐待とは

◆高齢者虐待の定義

高齢者虐待は「養護者」によるものと「要介護従事者等」に分かれる。

- ・「養護者」による高齢者虐待。
- ・「養介護施設従事者等」による高齢者虐待。

要介護施設従業者等とは、「養介護施設」または、「養介護事業」の業務に従事する職員。これは、直接介護に携わる職員の他、経営者・管理者層も含まれる。

◆「高齢者」のとらえ方

高齢者虐待の防止法では、高齢者を「65歳以上の者」と定義しています。

「65歳未満の者」についても、虐待が生じている場合には、対応すべき点においては、65歳以上の者に対する虐待と変わりません。

また、「65歳未満」の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、または養介護サービスの提供を受けている障害者については高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待の規定を適用するとされています。

◆「養護者」のとらえ方

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定めています。「現に養護する」という文言上、「養護者」は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理や提供していることが、「現に養護する」に該当すると考えられます。養護者は、必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であります。

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実即して適切に判断する必要があります。また、「現に養護する」養護者は、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待を放置した場合には、「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待に該当します。

2. 高齢者虐待の種類

高齢者の虐待の種類を5種類に分類している。

身体的虐待	暴力行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為。
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	世話をしない、必要なサービスの利用を妨げるなど、高齢者の生活や身体的・精神的状態を悪化させる行為。
心理的虐待	侮辱や脅しなどの言葉や態度を無視する、嫌がらせをするなどの精神的苦痛を与える行為。
性的虐待	本人が同意していない性的な行為や強要をすること。
経済的虐待	本人が希望する金銭の使用を理由もなく制限すること。

※高齢者虐待防止法には分類されていないが、生活環境や栄養状態が悪化しているのに、それを改善しようという気力を失い、周囲に助けを求めない「自己放任（セルフネグレクト）」も虐待の一種ととらえ適切な対応を

図っていく事が求められると思います。

3. 虐待から起こる身体拘束と対処法

施設に置ける虐待でまず起こりやすい可能性があると思われるのは「身体的虐待」です。職員が利用者様に対して叩いたり、つねったりする暴力行為が当たります。身体的虐待は暴力行為ばかりに目が行きがちですが、動けないように行動を抑制または拘束する身体拘束も事も身体的虐待に当たります。町屋にも、多動の利用者様が見えますが、鍵を掛ける等の身体拘束は行っていません。多動で施設内を頻繁に歩かれたり、または玄関から出てこうとされる方には、「座って下さい。」等の動きを抑制する声掛けではなく、「どうされましたか？」等の行動の理由を聞いて対応をする事を心掛けています。「トイレに行きたい。」、「パットが濡れていて気持ち悪い。」、「家に帰りたい。」等、利用者様や状況に応じて理由は様々あると考えています。そう言った声掛けを行う事で、多動が落ち着く事や原因がわかる事があると思います。また、玄関から出て行こうとしても無理に止めずに利用者様に付き添い、外を歩く事で気分転換になり落ち着く事もあると思います。玄関の鍵は夜間防犯のため掛けていますが、日中は鍵を掛けていません。玄関の開閉時にはチャイム鳴り音によって把握できるようにしています。ベッドから何度も滑り降りる方にベッド柵で囲む事は拘束になり非常に危険に思います。理由は、柵を乗り越えて降りようとされ、より大事故、大けがに繋がる可能性があると思います。町屋では滑り降りても大きな繋がらないように床にベッドマットを敷く事もあります。

4. まとめ

高齢者虐待はいつどこで起こってもおかしくないと思います。介護する側のストレスによっても起こりえると考えています。そして、介護者の精神的ケアも必要になってくると思います。個々の状態に合わせたケアを行い、高齢者虐待による身体拘束を行わないケアを続けていきます。

⑤ 質疑応答

瀬戸市役所高齢者福祉課様

帰宅願望など夕暮れ症候群は季節から多くなりますか？

→入所した時や環境の変化によって、また季節の変わり目にも多いと思います。

日が沈む時間によっても異なり、夏は日が長いため遅く、冬は日が短い
ため早く帰宅願望が出現する傾向にあります。

やすらぎ地域包括支援センター様

今日のテーマをなぜ行うことになったのですか？

→帰宅願望はいつでも起こりうる症状のためと最近新しい入居者様も入り
帰宅願望がある方のため、どう支援するかを考えるのに適したテーマだ
ったためです。

地域の代表者様

帰宅願望の方に最初にかける言葉は何ですか？

→帰宅願望を訴えるのには理由があるため、「なぜ帰りたいのか」の原因を
聞くようにしています。原因によっての言葉を選び対応や対策を考えて
います。

⑥ 次回開催日 2025年6月24日（火） 14：00～